
プロジェクト	リース
項目	一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針の改正案 (ASBJ が公表している適用指針の改正案)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中のリース会計基準及びリース適用指針（以下「リース会計基準等」という。）の改正が、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下、「SPC 開示適用指針」という。）に与える影響を検討することを目的としている。なお、リース会計基準等の改正が影響を与え得るため検討対象とする会計基準等の一覧は、審議事項(2)-3 参考資料「改正又は修正の検討が必要となる可能性がある基準等の一覧」にお示ししている。

II. リース会計基準等の改正が SPC 開示適用指針に与える影響

2. 以下ではリース会計基準等の改正が SPC 開示適用指針に与える影響を示している。具体的な文案については本資料の 3 頁以降で検討している。

（不動産流動化の開示例の見直し）

3. SPC 開示適用指針の参考（開示例）3. 不動産流動化(1)において、「不動産の流動化」の開示例として、譲渡した不動産の賃借（リースバック）を行っている場合の開示例が示されており、セール・アンド・リースバック取引の資産譲渡者が、買手である特別目的会社との取引内容をどのように開示すべきかが示されている。
4. 改正リース会計基準等では、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上することを提案しており、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を廃止することを提案している。この提案はセール・アンド・リースバック取引におけるリースバックの会計処理にも同様に行っている。
5. 現行のリース会計基準等では、セール・アンド・リースバック取引について、リースバック取引がオペレーティング・リース取引である場合、売手である借手は、リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。一方、改正リース会計基準等では、資産の譲渡が収益認識基準などの他の基準等に基づき売却に該当すると判断された場合、当該リースバックについて使用権資産とリース負債を計上することを提案している。

6. 前項の改正案と整合的に、SPC 開示適用指針の開示例に示されているリースバック取引の会計処理を改正リース基準案に基づくものに置き換えることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の改正の基本的な考え方及び次頁以降の具体的な改正案についてご質問
又はご意見を頂きたい。

企業会計基準公開草案第●号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（2007年（平成19年）3月29日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記する修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

(HP では非公表)

以 上